

公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みの 〈制度設計骨子案〉について

公営企業金融公庫廃止後の新たな仕組みについては、地方分権も踏まえ、国が担ってきた仕組みから、地方が主体的に担う仕組みに移行させることを基本とし、地方公共団体は共同して、資金調達のための新組織を自ら設立するとされています。

つきましては、地方六団体として制度設計骨子案を別紙のとおりとりまとめましたので、下記の趣旨をご理解いただき、この骨子案を十分踏まえて制度設計を行っていただくようお願いいたします。

記

- 1 「国から地方へ」という地方分権改革の趣旨に沿って、地方自治体はその自立と責任のもとに担うべく、地方が共同して主体的・自律的に運営する新たな組織を設置し、地方自治体の必要とする長期・低利の資金ニーズに的確に対応する仕組みを構築すること。
- 2 新組織は、地方が主体的かつ責任を持って設立・運営できるように、全地方自治体のための地方共同法人として、特別法に基づき設立すること。
- 3 新組織が市場の信認を得て、低利の資金を安定的に調達する仕組みを構築するため、地方自治体の負担により形成された現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）の全額を承継すること。

平成18年11月9日

様

地方六団体

全国知事会会長	麻生	渡
全国都道府県議会議長会会長	山口	武平
全国市長会会長	山出	保誠
全国市議会議長会会長	国松	誠
全国町村会会長	山本	文男
全国町村議会議長会会長	川股	博